

令 05 原機(科バ)001  
令和 5 年 6 月 16 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）  
に係る使用前検査申請書記載事項の変更届

平成31年3月26日付け30原機（科バ）023をもって申請（令和元年7月12日付け令01原機（科バ）007、令和2年3月12日付け令01原機（科バ）014、令和2年4月30日付け令02原機（科バ）001及び令和4年4月27日付け令04原機（科バ）002で変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）に係る使用前検査申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したいので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 申請書記載事項第7号「申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期」

#### (1) 変更の内容及び理由

「申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期」について、放射性廃棄物処理場の新規制基準対応に係る計画の変更に基づき、予定時期を変更する。

### 7. 申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期

令和6年10月

以上